

商工団体補助金等交付要綱

制定 昭和 53 年 4 月 1 日
改正 昭和 54 年 4 月 1 日
改正 昭和 57 年 4 月 1 日
改正 平成 11 年 4 月 1 日
改正 平成 11 年 9 月 1 日
改正 平成 13 年 4 月 1 日
改正 平成 14 年 4 月 1 日
改正 平成 15 年 4 月 1 日
改正 平成 15 年 10 月 1 日
改正 平成 16 年 9 月 6 日
改正 平成 20 年 4 月 1 日
改正 平成 24 年 10 月 1 日
改正 平成 25 年 4 月 1 日
改正 平成 29 年 4 月 1 日
改正 令和 2 年 4 月 1 日
改正 令和 3 年 9 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 商工団体の健全な育成及び発展並びに商工業推進のために予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和 48 年市規則第 16 号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者及び補助事業等)

第 3 条 補助事業者及び補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助事業等」という。）は、次のとおりとする。

補 助 事 業 者	補 助 事 業 等
岡山市商店会連合会 西大寺商店会連合会	商店街発展のための統一的な調査研究事業、販売促進事業、催物事業、研修事業
独立行政法人日本貿易振興機構岡山貿易情報センター	貿易促進のための知識技能の啓発及び海外への輸出入宣伝事業
岡山県中小企業団体中央会	組合等育成支援事業
一般社団法人岡山県国際経済交流協会	地域産業・経済の国際化促進事業
岡山県総合流通センター運営協議会	流通センターの円滑な運営のため入居企業の連携を強化する事業
その他市長が適当と認める団体	市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(補助金等の額)

第4条 補助金等の額は、補助事業等の実施に際し支出される経費（以下「補助対象経費」という。）の範囲内で、市長が定めた額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 市税を完納していることを証明できる書類（任意団体等にあつては、その代表者の市税を完納していることを証明できる書類）

(2) 工事の施工にあつては施行前現場写真

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は要しない。

(状況報告)

第6条 規則第13条に規定する状況報告の提出は要しない。

(着手届及び完了届)

第7条 補助事業の実施期間が会計年度の期間と同一の補助事業者にあつては、規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金等の完了前交付)

第8条 補助事業等の実施期間が会計年度の期間と同一の補助事業者に対しては、規則第19条第1項ただし書の規定に基づき、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

2 令和2年度における第3条の規定の適用については、「令和元年度に規則第8条の規定に基づき補助金等の交付決定を受けた補助対象事業等と市長が同一と認める令和2年度中に実施を予定していた補助対象事業等が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった場合における当該補助対象事業等（以下「中止事業」という。）の実施準備に要した費用のうち令和2年度に支出した、又は支出する補助対象経費がある中止事業」と読み替えるものとする。

3 令和3年度から当分の間、補助金等交付申請書が提出された日が属する年度（以下「申請書提出年度」という。）中に実施を予定していた補助事業等であつて、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった補助事業等につい

ても補助事業等とし、補助事業等を実施するための準備に要した経費であって、申請書提出年度に支出した、又は支出するものについても補助対象経費とする。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 6 日から施行し、平成 16 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 21 日から施行し、令和 3 年度分の補助金等から適用する。